YOXO Accelerator Program 2020

**アクセラレータープログラム参加のための同意・誓約事項**

　当社は、下記の内容に同意・誓約のうえ、YOXOアクセラレータープログラム（以下「本プログラム」という。）への参加を申し込みます。

記

１．本プログラムの「募集要項」の記載事項に同意の上、内容を遵守します。

２．応募にあたってご提供いただく提出書類（以下「応募書類等」という。）の内容に相違はありません。

３．横浜市、運営受託事業者である関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体（※1）及び審査員、メンター、講師・専門家、マッチングをおこなう事業会社等（以下「関係者」という。）に対し、秘密情報（知的財産権に関する秘密情報を含みます。）ないし個人情報（以下、併せ「秘密情報」という。）を開示する場合には、当社の自己の判断でその開示の可否を決するものとし、開示した秘密情報は、本プログラムの実施に必要かつ相当な範囲で、関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体が任意に使用することに同意します。

４．関係者の活動に起因して、秘密情報の漏えい等、当社に何らかの損害が発生したとしても、それが本プログラムの実施に必要かつ相当な範囲の活動である限り、関係者は当社に対し如何なる賠償責任も負わないことを確認します。

５．反社会的勢力に該当しないことについて

（１）現在、および、将来にわたって、代表者又はその役員等が暴力団員（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者、暴力団（暴力団条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当する者、暴力団経営支配法人等（暴力団条例第２条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）ではないことを表明し、保証します。

（２）（１）の該当の有無を確認するため、関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

（３）関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を神奈川県警察本部長へ提供することに同意します。

６．１及び２の誓約に違反することが判明した場合、または、５の（１）に反することが判明した場合、並びに横浜市及び関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体の信用を失墜するような行為が判明した場合、関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体による事前の通知等なしに、当社の本プログラムへの参加を取消されることに同意します。

７．６の定めに基づき、関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体が当社の本プログラムへの参加を取消した場合、当社は取消に起因して発生した如何なる損害の賠償についても関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体に請求致しません。

８．６の定めに基づく取消権の行使の有無にかかわらず、当社が５の（１）に反したことに起因して関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体に損害が生じた場合、当社は、関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体が被った損害について、賠償請求に応じるものとします。

（※1） 関内ベンチャー企業成長支援事業共同企業体： YOXO BOXを運営することを目的に、三菱地所株式会社、株式会社アドライト、株式会社角川アスキー総合研究所、株式会社plan-Aにて組成された共同企業体を指す。

以上

令和　　年　　月　　日

【申込者】

住　　所　（所在地）〒

事業者名　（）

（）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※ご提出いただいた情報は適切に管理し、本プログラム運営のために利用いたします。